

茨城県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）に関する意見募集について

茨城県では、新型コロナウイルス等対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に、県民の生命及び健康を保護し、県民の生活や経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、茨城県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を作成しています。

国が令和 6 年 7 月に「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」を改定したことを踏まえ、県においても県行動計画の改定作業を進めており、この度、県行動計画の改定案を取りまとめたので、県民の皆様からのご意見を募集します。

1 意見募集の対象（公表する資料）

- （１）茨城県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）の概要
- （２）茨城県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）

2 意見募集の期間

令和 7 年 2 月 6 日（木曜日）から令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）まで 30 日間

3 意見の提出

（１）提出方法

任意様式に次の事項を記載の上、（２）の提出先あて郵送、FAX、電子メール、いばらき電子申請・届出サービスのいずれかの方法により提出願います。

- ・氏名（法人・団体等にあつては、その名称、担当部署、担当者氏名）
- ・住所（法人・団体等にあつては、法人等の担当部署の所在地）
- ・連絡方法（電話番号、FAX 番号又はメールアドレス）
- ・意見の内容（簡潔に記載してください。また、意見に係る該当する箇所（ページ数等）を記載するとともに、意見の根拠となる資料等がある場合は、出典等の明示をお願いします。）

（２）提出先

<郵送> 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健医療部疾病対策課 感染症対策室あて

<FAX> 029-301-3239

<電子メール> yobo9@pref.ibaraki.lg.jp

※件名に「茨城県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）に関する意見」と記載してください。

<いばらき電子申請・届出サービス>

※以下の URL 又は 2 次元コードからアクセスし、必要事項を入力してください。

【URL】 https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=67496

【2 次元コード】



4 注意事項

- ・御意見は、日本語で記載してください。
- ・お電話での御意見は受け付けておりませんので、御了承ください。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・この意見募集は、原則として、本県の県民の皆様を対象とするものです。ただし、県外居住者であっても、県内に通勤・通学している方については、御意見の提出が可能ですので、通勤・通学先の所在市町村名についても、併せて記入してください。
- ・上記2の意見募集の期間内に到着しなかったもの、上記3(1)の意見の提出方法及びこの注意事項に沿わない形式で提出があったもの並びに次の事項に該当する意見の内容等については、無効といたします。

ア 個人や特定の団体を誹謗中傷する内容

イ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容

ウ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容

エ 法令に反する意見、公序良俗に反する行為又は犯罪的行為に結びつく内容

オ 営業活動等営利を目的とした内容

5 ご意見に関する取扱い

お寄せいただいたご意見については、当課でとりまとめの上、最終案を作成する参考とさせていただきます。

なお、ご意見について公表する際には、個人名や法人名は公表しませんが提出された方の住所（市町村名）を公表する場合がございますので、ご承知願います。

6 資料の閲覧又は入手の方法

(1) インターネット

茨城県のホームページにおいて掲載

(2) 閲覧場所

- ・県庁舎（水戸市笠原町 978-6）
行政情報センター（行政棟 3 階）
疾病対策課（行政棟 13 階）
- ・各県民センター県民福祉課
- ・県立図書館（水戸市三の丸 1-5-38 1 階）
- ・県内各保健所

7 問合せ先

担当課：保健医療部疾病対策課 感染症対策室

電話番号：029-301-3219